確定給付企業年金　事務のしおり
（帳票見本・規約型④）

住友生命保険相互会社

目次

＜帳票の送付元・送付先＞

①事業主からＣＰＢＳへ送付・送信いただく帳票　②ＣＰＢＳから事業主へ送付・送信する帳票
③事業主から受給権者へ送付する帳票　④ＣＰＢＳから受給権者へ送付する帳票
⑤受給権者から事業主へ提出する帳票　⑥事業主から住友生命へ送付いただく帳票

帳票No.		帳票名	(控)有無	内容	帳票の送付元・送付先No.
２２	1	お支払通知書（年金）	×	受給権者に年金の支払内容を通知する帳票	④
	2	お支払通知書（一時金）	×	受給権者に一時金の支払内容および退職所得に該当する場合、その課税内容を「退職所得の源泉徴収票」にて通知する帳票	④
２３		繰下げ者のしおり	×	繰下げ者の諸手続きの内容・用紙等を掲載した冊子	②③
２４	1	受給権者死亡届	×	年金受給権者の死亡に伴う年金の支払いを停止するために届出した内容を確認、保管するための帳票	－
	2	受給権者死亡届(控)	○	年金受給権者の死亡に伴う年金の支払いを停止する場合に提出する帳票	①
２５		現況届	×	保証期間終了後の終身・有期年金受給権者の生存を証明・確認するための帳票	④⑤
２６		現況届対象者一覧表（兼年金給付継続支払指図書）	×	現況確認対象の受給権者を一覧にした帳票	②
２７		年金給付継続支払指図書	×	ＣＰＢＳから現況届を送付した受給権者に対して継続支払指図または支払差止指図を行うための帳票	①
２８		租税条約に関する届出書	×	（年金の場合）租税条約を締結している国の居住者である受給権者が租税条約の規定にもとづき源泉徴収税額の免除を受けるために提出する帳票。２部必要（２部とも原本）	①⑤
２９		特典条項に関する付表	×	（年金受取かつ米国に居住の場合）特典条項の適用対象となる租税条約規定の適用にもとづき軽減又は免除を受けようとする受給権者について、「租税条約に関する届出書」に添付して提出する帳票。２部必要（２部とも原本）	①⑤
３０		非居住者についての連絡票	×	（居住者であれば退職所得に該当する一時金支払いの場合）課税対象となる国内勤続期間を確認するために提出する帳票	①

＜帳票記入上のご注意＞

・記入項目は黒ボールペンではっきりとご記入ください。（鉛筆・消せるボールペンは使用しないでください。）

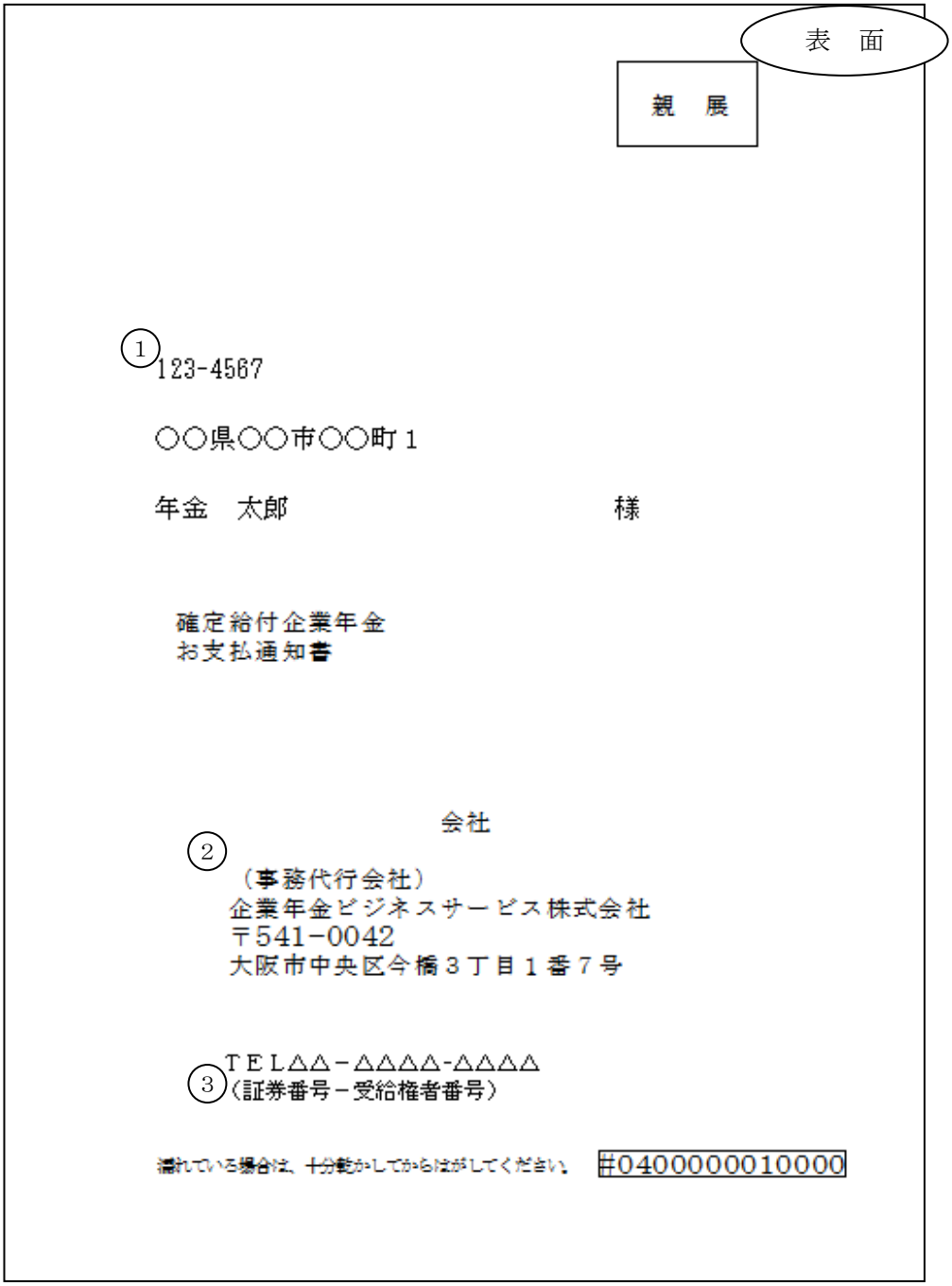
記入例



・記載内容を修正された場合は、二重線で抹消のうえ訂正印を押印してください。

22-1 お支払通知書(年金)

送付時期　：　原則、規約に定められた年金支払いの都度
帳票様式　：　原則、ハガキサイズ
内　　容　：　受給権者に年金の支払内容を通知する帳票



22-1 お支払通知書（年金）

送付時期　：　原則、規約に定められた年金支払いの都度
帳票様式　：　原則、ハガキサイズ
内　　容　：　受給権者に年金の支払内容を通知する帳票

見開き面

確定給付企業年金　お支払通知書

④ 作成日　　年　月　日

いつも格別のお引立てをいただき厚くお礼申しあげます。
さて、事業主様からの委託を受け下記明細のとおり給付金をお支払いしましたので、
ご通知申しあげます。

⑤ 証書番号		⑥ 事業主名	
		⑦ 受給権者名	

⑧ 規約番号

	⑨ 給付種類	⑩ 支払年月日	⑪ 年金支払期間		
支払明細	老齢給付金＜年金＞	平成　年　月　日	年　月分 ～　年　月分まで		
	給付金額 ⑫ 円	所得税額 ⑬ 円	差引支払額 ⑭ 円	備　考	

⑮ 送金先	送金方法 口座振込	口座名義人	（種目） 1…普通（総合）預金 2…当座預金			
	金融機関名	支店名	振替局　No.	貯金局No.	種目 1	口座番号

＊　金融機関によっては、ご入金が午後となることがあります。

ご連絡欄
・この年金は税法上「公的年金等の雑所得」とみなされ、課税対象となります。
なお、給付金額から源泉徴収いたしました所得税額は、お支払額に対する確定した税額ではありませんので、確定申告により他の所得とあわせて税額の過不足が調整されます
＊　年金受給中の諸手続につきましては「年金受給のしおり」をご参照ください。

（CZ005Z．06．03）　k05−838

22-1 お支払通知書(年金)の見方

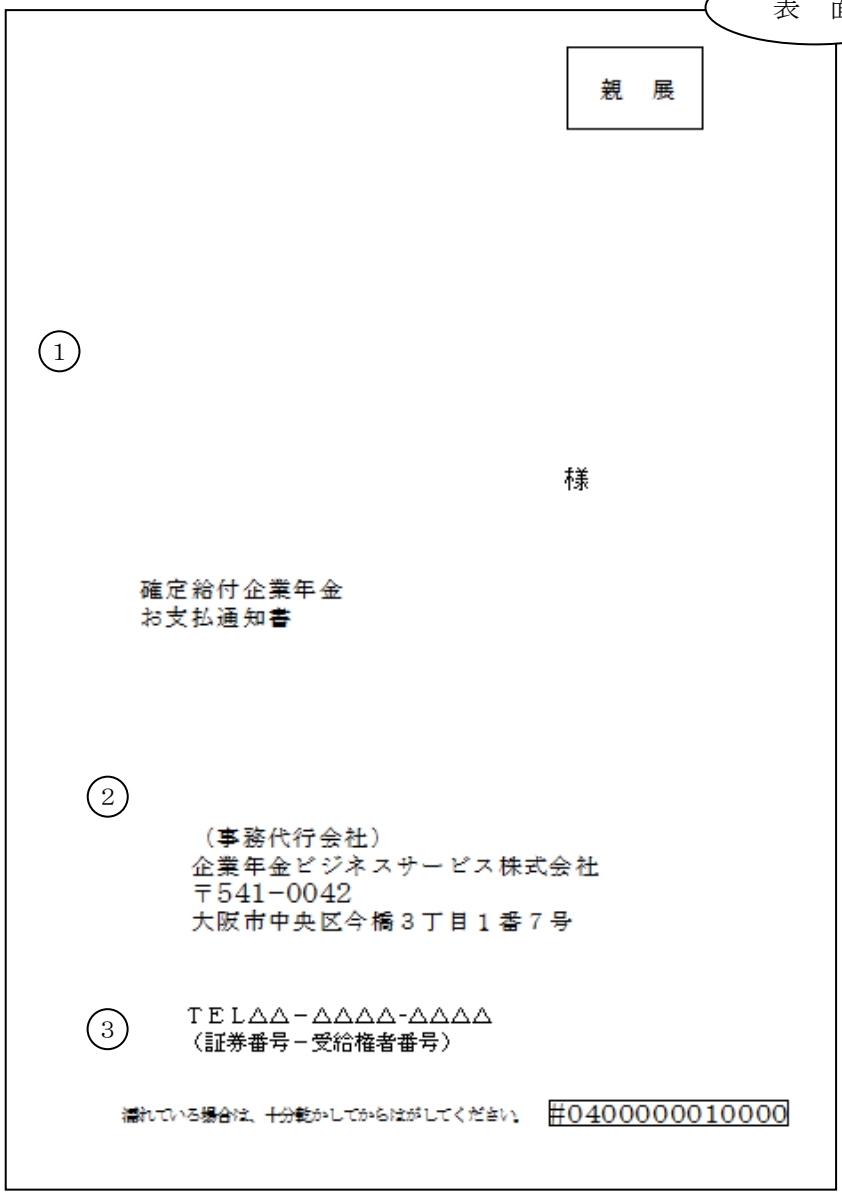
No.	項　目　名	項目説明および出力（印字）内容
①	宛先	受給権者の住所・氏名を印字します。
②	差出人	住友生命（社名のみ）および、ＣＰＢＳの社名・住所および電話番号を印字します。
③	証券番号（受給権者番号）	住友生命にて事業主の情報を管理する際に使用する番号を印字します。
④	作成日	当該帳票を作成した日付を印字します。
⑤	証書番号	住友生命にて事業主の情報を管理する際に使用する番号を印字します。
⑥	事業主名	事業主名を印字します。
⑦	受給権者名	受給権者名を印字します。
⑧	規約番号	規約番号を印字します。
⑨	給付種類	給付種類を印字します。
⑩	支払年月日	年金の支払年月日を印字します。
⑪	年金支払期間	年金の支払期間を印字します。
⑫	給付金額	年金給付金額を印字します。
⑬	所得税額	年金にかかる所得税額を印字します。
⑭	差引支払額	年金額から所得税額を引いた差引支払額を印字します。
⑮	送金方法 口座名義人 金融機関名 支店名 貯金局 No. 種目 口座番号	受給権者への送金方法、口座名義人、金融機関名（※）、支店名（※）、貯金局 No.、種目（※）、口座番号を印字します。 ※銀行口座振込の場合のみ

目次に戻る

22－2　お支払通知書（一時金）

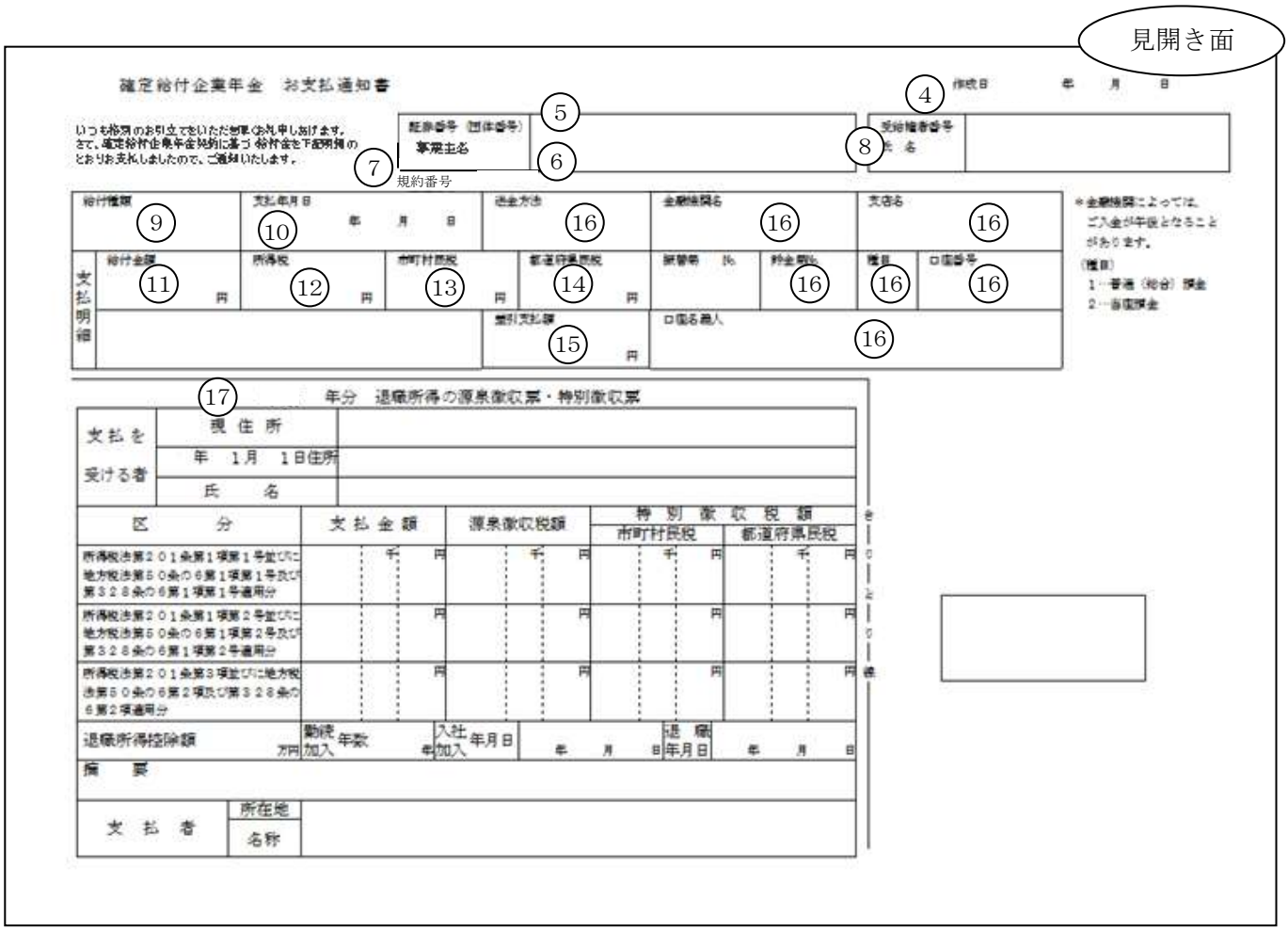
送付時期　：　一時金支払いの都度
帳票様式　：　原則、ハガキサイズ
内　　容　：　受給権者に一時金の支払内容および退職所得に該当する場合、その課税内容を「退職所得の源泉徴収票」にて通知する帳票

表　面



22－2　お支払通知書（一時金）

送付時期　：　一時金支払いの都度
帳票様式　：　原則、ハガキサイズ
内　　容　：　受給権者に一金の支払内容および退職所得に該当する場合、その課税内容を「退職所得の源泉徴収票」にて通知する帳票



22－2 お支払通知書(一時金)の見方

No.	項　目　名	項目説明および出力（印字）内容
①	宛先	受給権者の住所・氏名を印字します。
②	差出人	住友生命（社名のみ）および、ＣＰＢＳの社名・住所および電話番号を印字します。
③	証券番号（受給権者番号）	住友生命にて事業主の情報を管理する際に使用する番号を印字します。
④	作成日	当該帳票を作成した日付を印字します。
⑤	証券番号（団体番号）	住友生命にて事業主の情報を管理する際に使用する番号を印字します。
⑥	事業主名	事業主名を印字します。
⑦	規約番号	規約番号を印字します。
⑧	受給権者番号 氏名	受給権者番号、受給権者名を印字します。
⑨	給付種類	給付種類を印字します。
⑩	支払年月日	一時金の支払年月日を印字します。
⑪	給付金額	一時金給付金額を印字します。
⑫	所得税	一時金にかかる所得税額を印字します。
⑬	市町村民税	一時金にかかる市町村民税額を印字します。
⑭	都道府県民税	一時金にかかる都道府県民税額を印字します。
⑮	差引支払額	一時金額から所得税額、市町村民税額、都道府県民税額を引いた差引支払額を印字します。
⑯	送金方法 金融機関名 支店名 貯金局No. 種目 口座番号 口座名義人	受給権者への送金方法、金融機関名（※）、支店名（※）、貯金局No.、種目（※）、口座番号、口座名義人を印字します。 ※銀行口座振込の場合のみ

22－2 お支払通知書(一時金)の見方

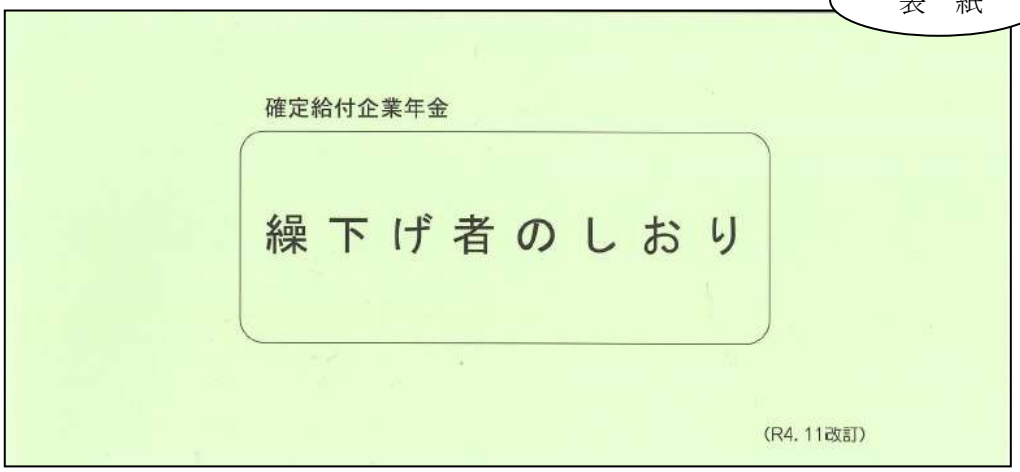
No.	項　目　名	項目説明および出力（印字）内容
⑰	退職所得の源泉徴収票・特別徴収票	給付金の源泉徴収票・特別徴収票を印字します。印字内容は以下のとおりです。 ○支払を受ける者（現住所、課税年の１月１日住所の市町村コード、氏名）・区分（支払金額、源泉徴収税額、特別徴収税額） ○退職所得に対する源泉徴収税額の計算の基礎となった退職所得控除額・勤続（加入）年数・入社（加入）年月日・退職年月日・摘要（印字する項目がある場合のみ）・支払者 ※一時金の課税区分が退職所得に該当しない場合は、各項目に「＊」（アスタリスク）を印字します。

目次に戻る

23　繰下げ者のしおり

帳票様式　：　Ａ４三つ折サイズ（冊子）（縦約１１ｃｍ×横約２２ｃｍ）
内　　容　：　繰下げ者の諸手続きの内容・用紙等を掲載した冊子

表　紙



手続き用帳票（繰下げ者諸変更通知書）



手続き用帳票（脱退一時金裁定請求書）



23　繰下げ者のしおり

手続き用帳票（脱退一時金相当額移換申出書）


（用紙２-２）事業主用

確定給付企業年金　脱退一時金相当額移換申出書

手続き用帳票（選択一時金裁定請求書）


（用紙３）事業主用

確定給付企業年金　選択一時金裁定請求書

手続き用帳票（老齢給付金裁定請求書）


（用紙４）事業主用

確定給付企業年金　老齢給付金裁定請求書

23 繰下げ者のしおり

手続き用帳票（未支給給付・遺族給付金裁定請求書）



（用紙５）事実主義

繰下げ者が死亡しましたので未支給給付および遺族給付金を請求します。

確定給付企業年金　未支給給付・遺族給付金裁定請求書

受給権者番号	受給権者名	フリガナ 姓	名	生年月日 昭和・平成 年 月 日	死亡年月日
請求者	フリガナ 姓	名		生年月日 昭和・平成 年 月 日	死亡者との続柄
住所	〒 □□□-□□□□ フリガナ		都道府県	市区町村	
送金先	金融機関名	フリガナ	支店名	フリガナ	
	預金種目	普通（総合）	口座番号（右づめでご記入ください）	金融機関コード	銀行コード 支店コード
	ゆうちょ銀行振込口座(※)	記号 1 □□□□ 0	番号		
	口座名義人（カナ）		請求者名と同じ		
その他連絡欄					

（※）ゆうちょ銀行振込口座は、送金機能が付加された総合口座をご指定ください。

手続き用帳票（死亡届）



（用紙６）事実主義

繰下げ者が死亡しましたので通知します。

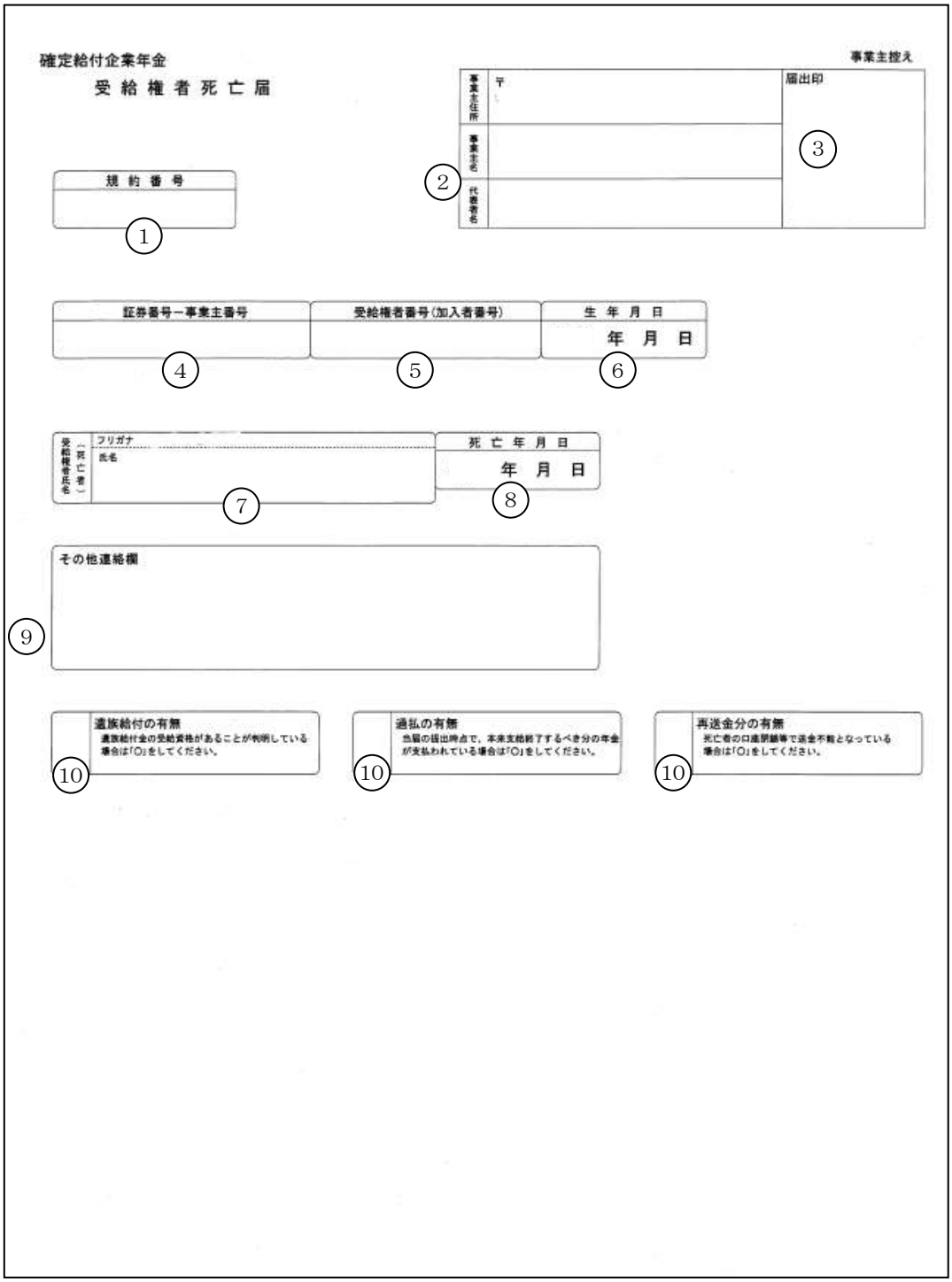
確定給付企業年金　死　亡　届

受給権者番号	受給権者名	フリガナ 姓	名	生年月日 昭和・平成 年 月 日	死亡年月日
届出者	フリガナ 姓	名			死亡者との続柄
住所	〒 □□□-□□□□ フリガナ		都道府県	市区町村	
	電話 （ ）				
その他連絡欄					

目次に戻る

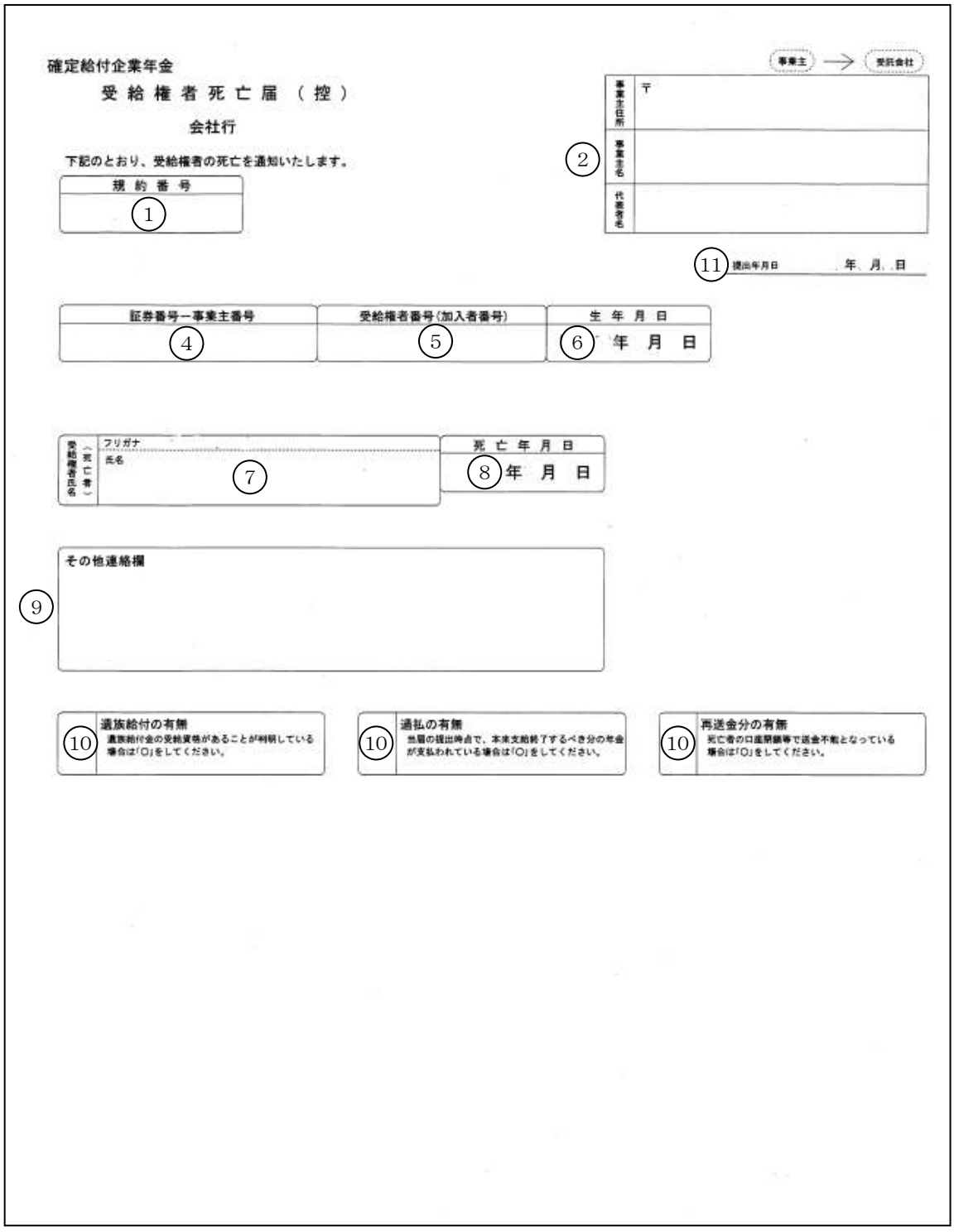
24-1 受給権者死亡届

帳票様式　：　Ａ４縦サイズ
内　　容　：　年金受給権者の死亡に伴う年金の支払いを停止するために届出した内容を確認、保管するための帳票。遺族からの手続きにもとづき事業主にて届出を行います。提出の証跡書類として保管してください。



24-2 受給権者死亡届（控）

帳票様式　：　Ａ４縦サイズ
内　　容　：　年金受給権者の死亡に伴う年金の支払いを停止する場合に提出する帳票。ただし、オンラインサービスにて届出を行っていただきますので、当帳票のＣＰＢＳ宛の送付は不要です。



確定給付企業年金
受給権者死亡届（控）
会社行

下記のとおり、受給権者の死亡を通知いたします。

規約番号
①

事業主 → 受託会社

事業主住所	〒
事業主名	②
代表者名	

⑪ 提出年月日　年　月　日

証券番号－事業主番号	受給権者番号（加入者番号）	生年月日
④	⑤	⑥ 年　月　日

受給権者氏名（死亡者）	死亡年月日
フリガナ 氏名 ⑦	⑧ 年　月　日

⑨ その他連絡欄

⑩ 遺族給付の有無	⑩ 過払の有無	⑩ 再送金分の有無
遺族給付金の受給資格があることが判明している場合は「○」をしてください。	当月の提出時点で、本来支給終了するべき分の年金が支払われている場合は「○」をしてください。	死亡者の口座閉鎖等で送金不能となっている場合は「○」をしてください。

24 受給権者死亡届の見方

当帳票には、オンラインサービスにて入力いただいた内容を中心に以下の内容を印字しております。
各項目につきましては、オンライン操作マニュアルの第８章をあわせてご確認ください。

◎：必ず印字される項目　○：該当する場合に印字される項目　△：枠のみ表示される項目

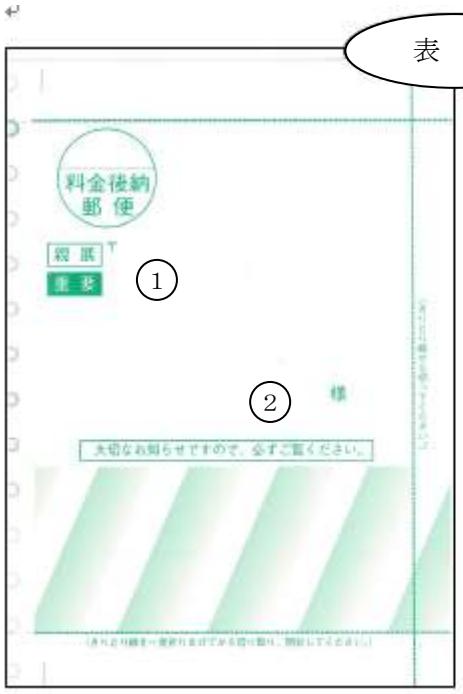
No.	項　目　名		受給権者死亡届	受給権者死亡届（控）
①	規約番号		◎	◎
②	事業主情報		◎	◎
③	届出印		△	－
④	証券番号-事業主番号		◎	◎
⑤	受給権者番号（加入者番号）		◎	◎
⑥	生年月日		◎	◎
⑦	受給権者氏名（死亡者）		◎	◎
⑧	死亡年月日		◎	◎
⑨	その他連絡欄		○	○
⑩	チェック項目	遺族給付の有無	○	○
		過払の有無	○	○
		再送金分の有無	○	○
⑪	提出年月日		－	◎

目次に戻る

25 現況届

送付時期　：　現況を確認する基準日の直前
帳票様式　：　ハガキサイズ
内　　容　：　保証期間終了後の終身・有期年金受給権者の生存を証明・確認するための帳票

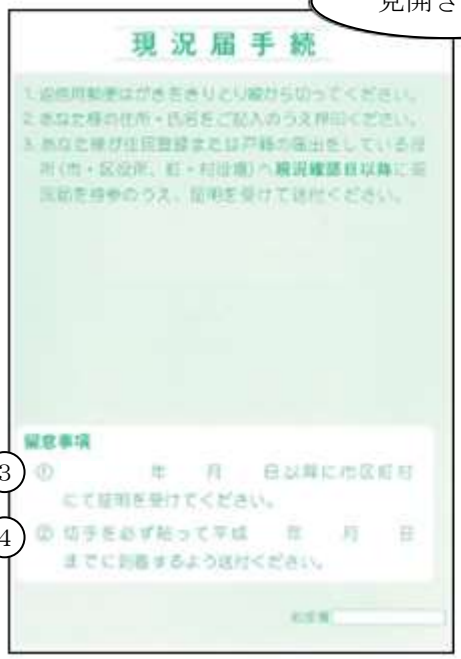
表　紙



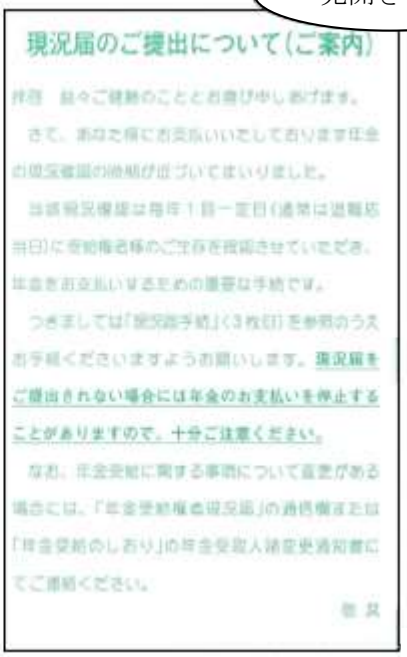
裏　面



見開き面１



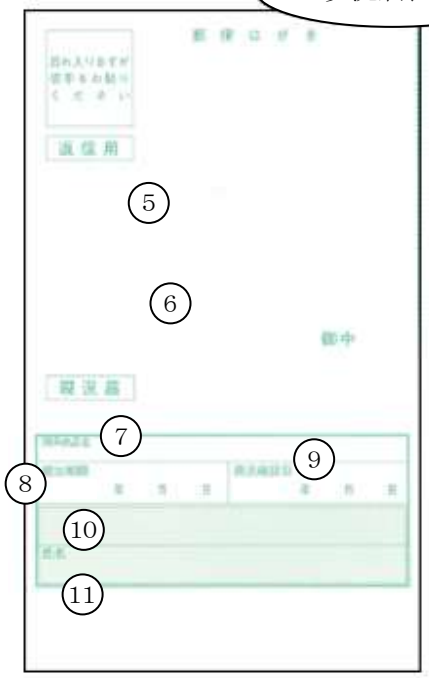
見開き面２



25 現況届

送付時期　：　現況を確認する基準日の直前
帳票様式　：　ハガキサイズ
内　　容　：　保証期間終了後の終身・有期年金受給権者の生存を証明・確認するための帳票

現況届表面



現況届裏面



25 現況届の見方

No.	項　目　名	項目説明および出力（印字）内容
①	宛先住所	受給権者の住所を印字します。
②	宛先氏名	受給権者氏名を印字します。
③	留意事項①	受給権者の現況を確認する基準日を印字します。
④	留意事項②	受給権者から事業主へ現況届を送付する際の提出期限日を印字します。
⑤	事業主宛先住所	事業主住所を印字します。
⑥	事業主宛先名	事業主名を印字します。
⑦	関係商品名	「確定給付企業年金」と印字します。
⑧	提出期限	受給権者から事業主へ現況届を送付する際の提出期限日を印字します。
⑨	現況確認日	受給権者の現況を確認する基準日を印字します。
⑩	証券番号(団体番号)	住友生命にて事業主の情報を管理する際に使用する番号を印字します。
⑪	氏名	受給権者氏名を印字します。
⑫	住所	受給権者が住所をご記入ください。
⑬	電話番号	受給権者が電話番号をご記入ください。
⑭	氏名	受給権者が氏名をご記入ください。
⑮	印	受給権者が本人の印鑑を押印してください。
⑯	（証明欄）日付	現況確認日以降に、受給権者が住民登録または戸籍の届出をしている役所（市・区役所、町・村役場）で証明日を記入いただく欄です。
⑰	（証明欄）証明者	現況確認日以降に、受給権者が住民登録または戸籍の届出をしている役所（市・区役所、町・村役場）で市区町村長名を記入いただく欄です。
⑱	（証明欄）印	現況確認日以降に、受給権者が住民登録または戸籍の届出をしている役所（市・区役所、町・村役場）で証明印を押印いただく欄です。
⑲	通信欄	受給権者が事業主へ申出事項等がある際にご記入ください。

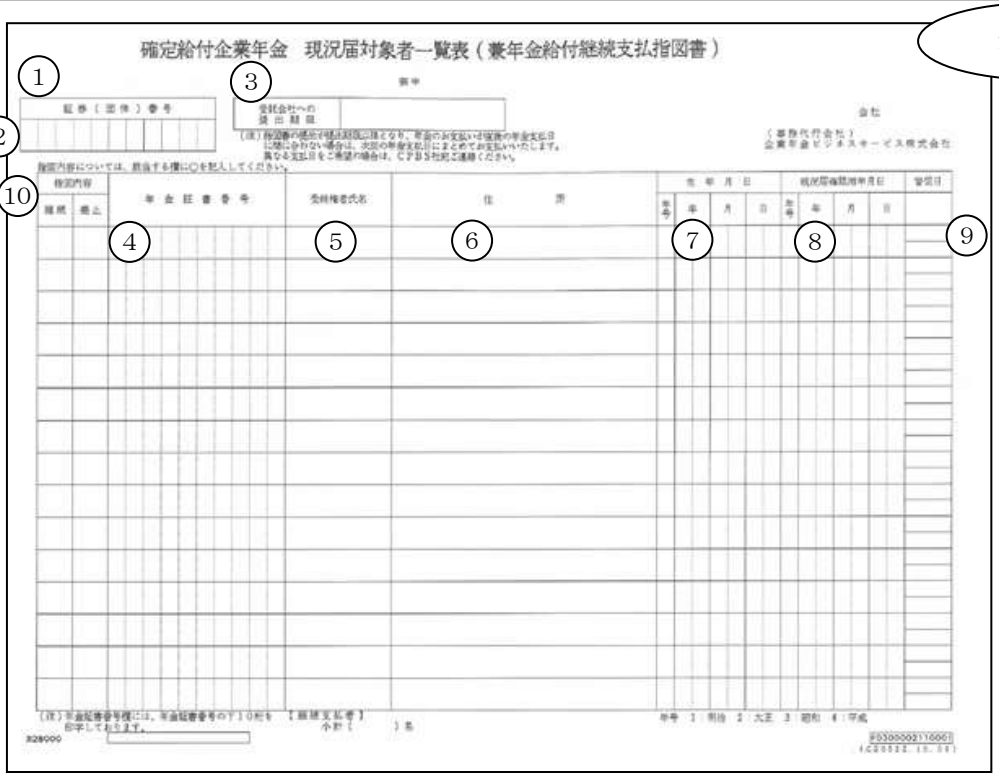
目次に戻る

26 現況届対象者一覧表(兼年金給付継続支払指図書)

(2枚複写帳票の1枚目【事業主控え】)

送付時期　：　現況確認月の前月月初
帳票様式　：　Ａ４横サイズ
出力条件　：　現況確認対象者が存在した時
内　　容　：　現況確認対象の受給権者を一覧にした帳票

通常分



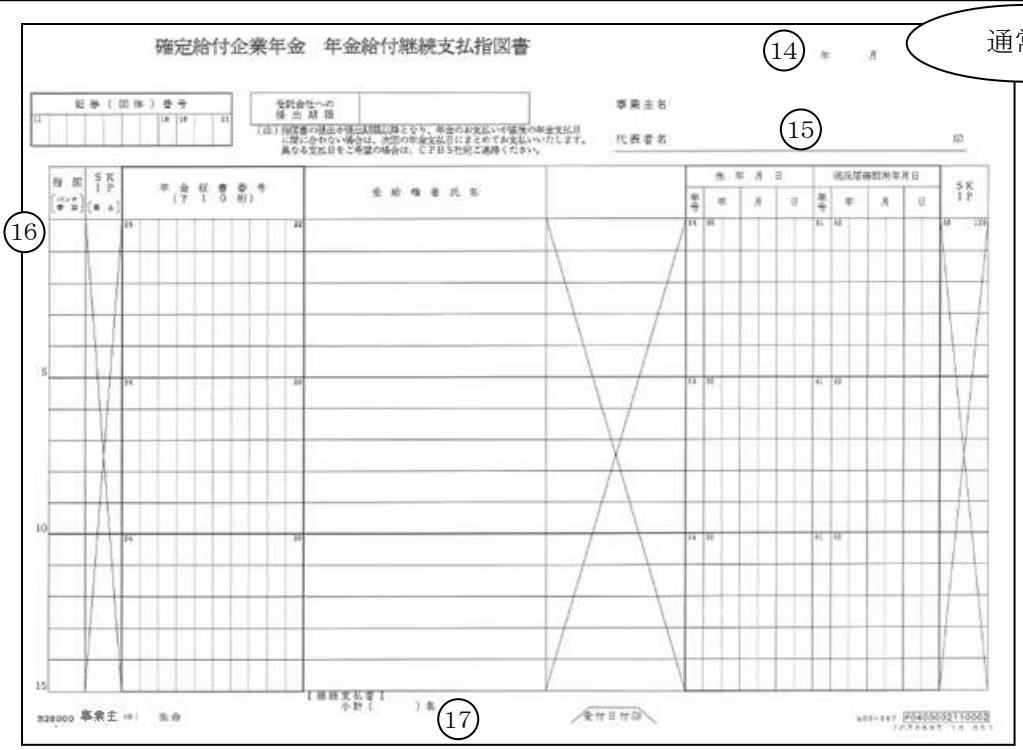
差止者分



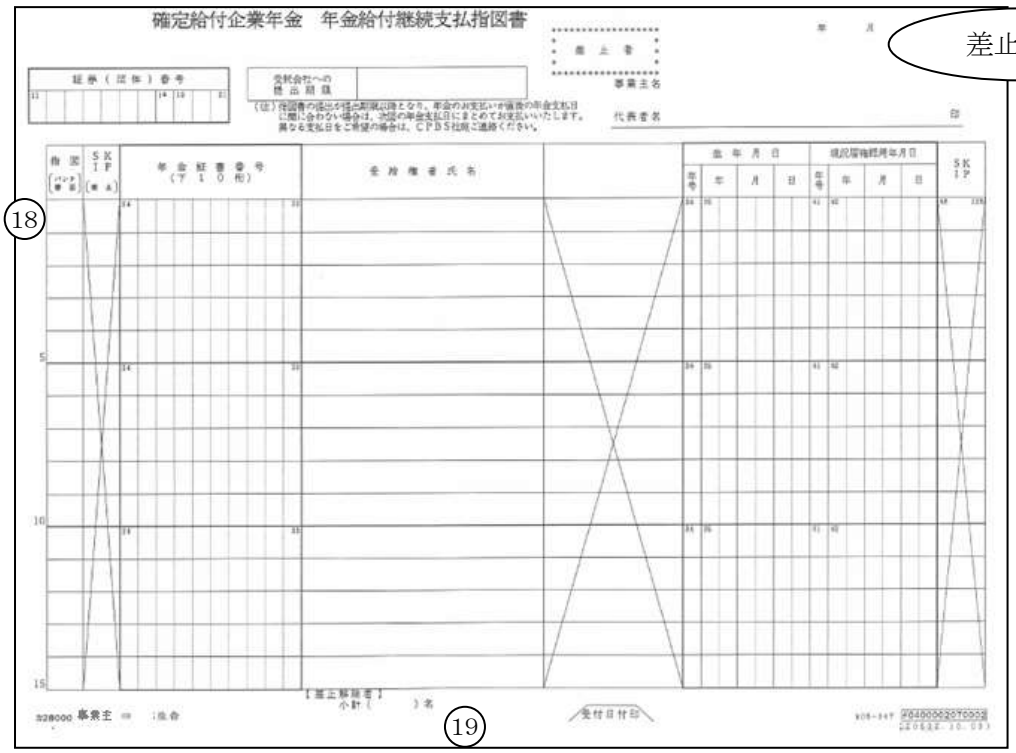
27 年金給付継続支払指図書
（2枚複写帳票の2枚目【事業主⇒CPBS】）

送付時期　：　現況確認月の前月月初
帳票様式　：　Ａ４横サイズ
出力条件　：　現況確認対象者が存在した時
内　　容　：　ＣＰＢＳから現況届を送付した受給権者に対して継続支払指図または支払差止指図を行うための帳票

通常分



差止者分



（帳票№２６・２７）２

26・27 現況届対象者一覧表(兼年金給付継続支払指図書)・年金給付継続支払指図書の見方

No.	項　目　名	項　目　説　明
①	規約番号・事業主名	規約番号・事業主名を印字します。
②	証券（団体）番号	住友生命にて事業主の情報を管理する際に使用する番号を印字します。
③	受託会社への提出期限	ＣＰＢＳ宛の提出期限を印字します。
④	年金証書番号（下 10 桁）	年金証書番号（受給権者番号）を印字します。
⑤	受給権者氏名	確認対象となる受給権者の氏名を印字します。
⑥	住所	確認対象となる受給権者の郵便番号、住所を印字します。
⑦	生年月日	確認対象となる受給権者の生年月日を印字します。
⑧	現況届確認用年月日	確認対象となる受給権者の現況を確認する基準日を印字します。
⑨	督促日	受給権者へ手続きを督促した日を管理する際に、ご使用ください。
⑩	指図内容（継続・差止）	生存（現況）が確認出来た対象者については「継続」の欄に、確認が出来ない（または死亡を確認した）対象者については「差止」の欄に「○」をご記入ください。
⑪	差止者	通常の現況確認対象者と区別するため、すでに差止となっている対象者の一覧表については「差止者」と印字します。
⑫	指図内容（差止解除）	差止者について生存（現況）が確認出来た場合に「○」をご記入ください。
⑬	未払開始年月	年金を支払っていない期間の始点となる年月を印字します。
⑭	提出年月日	提出いただく日をご記入ください。
⑮	事業主名・代表者名	事業主情報を記入し、届出印を押印してください。
⑯	指図	⑩で記入いただいた内容が複写されますので、ご確認ください（「差止」の場合は複写されません）。
⑰	継続支払者小計	継続支払指図いただく人数をご記入ください。
⑱	指図	⑫で記入いただいた内容が複写されますので、確認してください。
⑲	差止解除者小計	差止解除いただく人数をご記入ください。

目次に戻る

28 租税条約に関する届出書（表面）

帳票様式　：　Ａ４縦サイズ

内　　容　：　（年金の場合）租税条約を締結している国の居住者である受給権者が租税条約の規定にもとづき源泉徴収税額の免除を受けるために提出する帳票。２部必要（２部とも原本）

様式 9
FORM

租税条約に関する届出書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

（退職年金・保険年金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Pensions, Annuities, etc.）

この届出書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。
See instructions on the reverse side.

税務署受付印

（税務署整理欄 For official use only）
適用：有、無
番号確認

① 税務署長殿
To the District Director, Tax Office

② 1 適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と との間の租税条約第 条第 項
The Income Tax Convention between Japan and , Article , para.

2 年金等の支払を受ける者に関する事項；
Details of Recipient of Pensions, etc.

③	氏名 Full name	（国籍 Nationality）
④	住所又は居所 Domicile or residence	（電話番号 Telephone Number）
⑤	個人番号（有する場合のみ記入） Individual Number (Limited to case of a holder)	
⑥	下記「4」の年金等につき居住者として課税される国及び納税地（注5） Country where the recipient is taxable as resident on Pensions, etc., mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 5)	（納税者番号 Taxpayer Identification Number）

3 年金等の支払者に関する事項；
Details of Payer of Pensions, etc.

⑦	名称 Full name		
⑧	本店（主たる事務所）の所在地 Place of head office (main office)		（電話番号 Telephone Number）
⑨	法人番号 Corporate Number		
⑩	日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan	名称 Name	（事業の内容 Details of Business）
		所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）

4 上記「3」の支払者から支払を受ける年金等で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項；
Details of Pensions, etc., received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable

⑪ 年金等の種類 Kind of Pensions, etc.	⑫ 支払回数 Frequency of Payment	⑬ 支払期 Due Date for Payment	⑭ 支払方 Method of Payment	⑮ 1回の支払金額 Amount of Each Payment

退職年金等の場合：年金の支払の基因となった人的役務の提供に係る雇用者 In case of Pensions: Description of the employer for whom the past services giving rise to the Pension, etc. was rendered	⑯ 氏名又は名称 Full name		
	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Address		（電話番号 Telephone Number）
	⑰ 日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan	名称 Name	
		所在地 Address	（電話番号 Telephone Number）
保険年金の場合：年金の支払の基因となった契約の内容 In case of Annuities: Particulars of contract under which the Annuities are paid	（契約の締結年月日 Date of Contract）	（契約金額 Amount contracted）	（契約期間 Period of Contract）

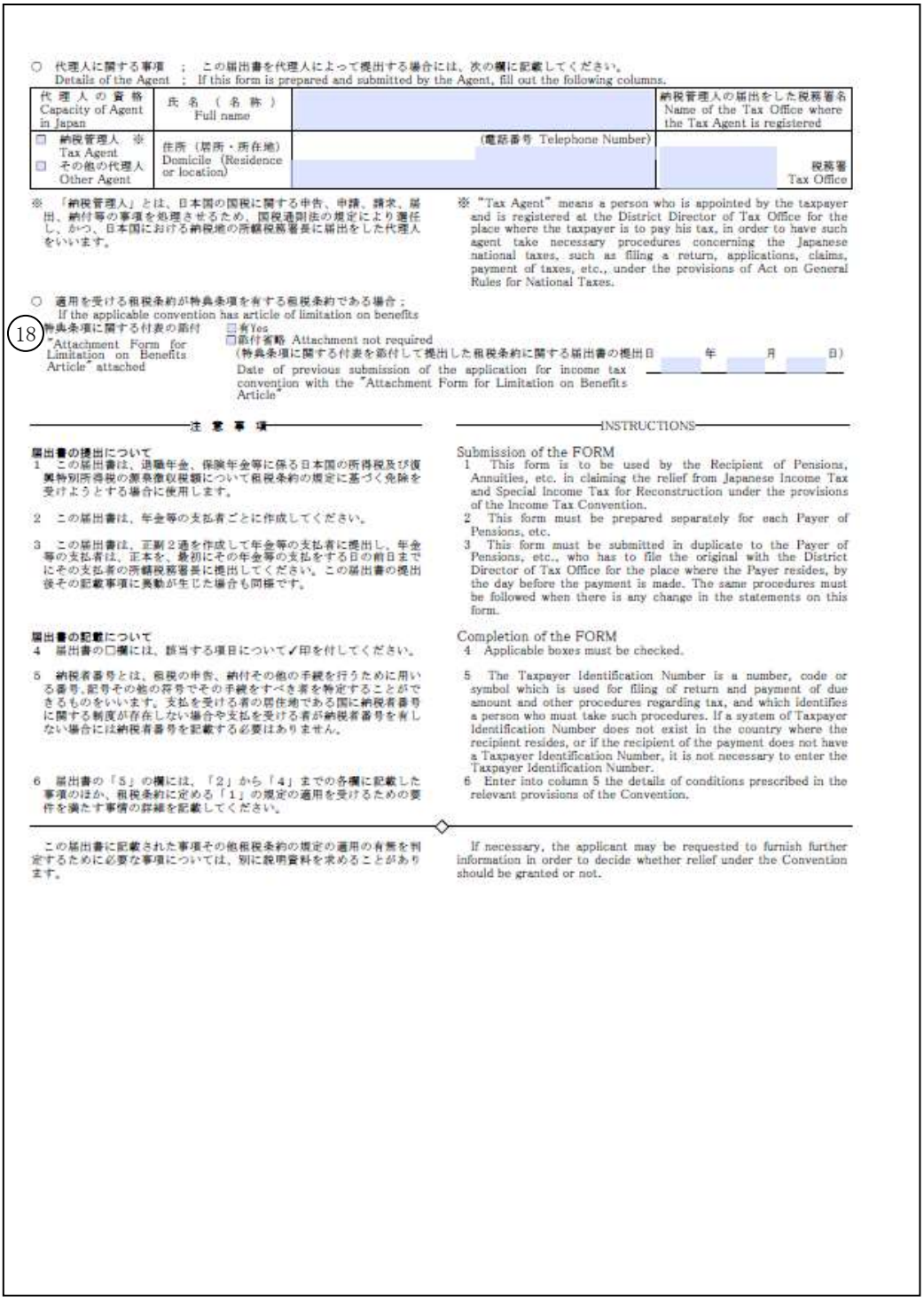
5 その他参考となるべき事項（注6）；
Others (Note 6)

【裏面に続きます（Continue on the reverse）】

28 租税条約に関する届出書（裏面）

帳票様式　：　Ａ４縦サイズ

内　　容　：　（年金の場合）租税条約を締結している国の居住者である受給権者が租税条約の規定にもとづき源泉徴収税額の免除を受けるために提出する帳票。２部必要（２部とも原本）



○ 代理人に関する事項　；　この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent　；　If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名（名称） Full name		納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
□ 納税管理人 ※ Tax Agent □ その他の代理人 Other Agent	住所（居所・所在地） Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)	税務署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合：
If the applicable convention has article of limitation on benefits

(18) 特典条項に関する付表の添付 "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" attached
□ 有 Yes
□ 添付省略 Attachment not required
（特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日　　年　　月　　日）
Date of previous submission of the application for income tax convention with the "Attachment Form for Limitation on Benefits Article"

注 意 事 項

届出書の提出について

1　この届出書は、退職年金、保険年金等に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。

2　この届出書は、年金等の支払者ごとに作成してください。

3　この届出書は、正副２通を作成して年金等の支払者に提出し、年金等の支払者は、正本を、最初にその年金等の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

届出書の記載について

4　届出書の□欄には、該当する項目について✓印を付してください。

5　納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

6　届出書の「５」の欄には、「２」から「４」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「１」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1　This form is to be used by the Recipient of Pensions, Annuities, etc. in claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.

2　This form must be prepared separately for each Payer of Pensions, etc.

3　This form must be submitted in duplicate to the Payer of Pensions, etc., who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

Completion of the FORM

4　Applicable boxes must be checked.

5　The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

6　Enter into column 5 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

28 租税条約に関する届出書の記入項目

提出後、氏名変更や住所変更（同一国内含む）がある場合は再度ご提出ください。
当帳票見本は、２０２０年３月１日現在の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法および地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令にもとづいて作成しています。
記入方法の詳細については、別途ご案内している記入要領をご参照ください。
オンラインサービスから、⑦から⑩の項目が印字された届出書を取出せます。

No.	項　目　名	項　目　説　明
①	税務署長	住友生命の所轄税務署である「東税務署」をご記入ください。
②	適用を受ける租税条約に関する事項	受給権者の居住国のみご記入ください。（例：中華人民共和国）
③	年金等の支払を受ける者に関する事項	
	氏名、（国籍）	受給権者の氏名、国籍をご記入ください。
④	住所又は居所、（電話番号）	受給権者の住所（海外住所）、電話番号をご記入ください。
⑤	個人番号（有する場合のみ記入）	受給権者の個人番号（個人番号を有する場合のみ）をご記入ください。
⑥	下記「４」の年金等につき居住者として課税される国及び納税地	②に記入した居住国をご記入ください。（例：中華人民共和国）
⑦	年金等の支払者に関する事項	
	名称	住友生命の名称をご記入ください。
⑧	本店（主たる事務所）の所在地、（電話番号）	住友生命の所在地、電話番号をご記入ください。
⑨	法人番号	住友生命の法人番号をご記入ください。
⑩	日本国内の恒久的施設の状況、名称、所在地、（事業の内容）	住友生命の事業の内容（生命保険業）をご記入ください。 日本国内の恒久的施設の状況、名称、所在地は記入不要です。

28 租税条約に関する届出書の記入項目

No.	項　目　名	項　目　説　明
⑪	上記「３」の支払者から支払を受ける年金等で「１」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項	
	年金等の種類	給付金の内容をご記入ください。（例：老齢給付金（年金））
⑫	支払回数	支払回数をご記入ください。（例：年〇回）
⑬	支払期日	支払期日をご記入ください。（例：〇．〇．〇．〇月の各〇日）
⑭	支払方法	支払方法をご記入ください。（例：口座振込）
⑮	１回の支払金額	１回の支払金額をご記入ください。（例：〇〇，〇〇〇円×〇カ月分）
⑯	退職年金の場合：年金等の支払の基因となった日本国内における過去の勤務に係る雇用者	
	名称、所在地、（電話番号）	事業主の名称、所在地、電話番号をご記入ください。
⑰	日本国内の恒久的施設 名称、所在地	記入不要です。
	保険年金の場合：年金の支払の基因となった契約の内容	記入不要です。
⑱	適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合	
	特典条項に関する付表の添付	居住国が米国の場合、「有　Yes」にレ点をご記入ください。 （別途「特典条項に関する付表（米）」を添付してください。）

目次に戻る

29 特典条項に関する付表（表面）

帳票様式 ： Ａ４縦サイズ

内　　容 ： （年金受取かつ米国に居住の場合）特典条項の適用対象となる租税条約規定の適用にもとづき軽減又は免除を受けようとする受給権者について、「租税条約に関する届出書」に添付して提出することが必要な帳票。２部必要（２部とも原本）

様　式　17-米
FORM

特典条項に関する付表（米）

ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS ARTICLE (US)

記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

1　適用を受ける租税条約の特典条項に関する事項：
Limitation on Benefits Article of applicable Income Tax Convention
日本国とアメリカ合衆国との間の租税条約第22条
The Income Tax Convention between Japan and The United States of America, Article 22

2　この付表に記載される者の氏名又は名称：
Full name of Resident this attachment Form

①		居住地国の権限ある当局が発行した居住者証明書を添付してください（注５）。Attach Residency Certification issued by Competent Authority of Country of residence. (Note 5)

3　租税条約の特典条項の要件に関する事項：
Ａからｃの順番に各項目の「□該当」又は「□非該当」の該当する項目に✓印を付してください。いずれかの項目に「該当」する場合には、それ以降の項目に記入する必要はありません。なお、該当する項目については、各項目ごとの要件に関する事項を記入の上、必要な書類を添付してください。
In order of sections A, B and C, check applicable box "Yes" or "No" in each line. If you check any box of "Yes", in section A to C, you need not fill the lines that follow. Applicable lines must be filled and necessary document must be attached.

A

② (1)　個人 Individual　□該当 Yes，□非該当 No

(2)　国、地方政府又は地方公共団体、中央銀行
Contracting Country, any Political Subdivision or Local Authority, Central Bank　□該当 Yes，□非該当 No

(3)　公開会社（注７）Publicly Traded Company (Note 7)　□該当 Yes，□非該当 No
（公開会社には、下表のＣ欄が６％未満である会社を含みません。）（注８）
("Publicly traded Company" does not include a Company for which the Figure in Column C below is less than 6%.)(Note 8)

株式の種類 Kind of Share	公認の有価証券市場の名称 Recognized Stock Exchange	シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code	発行済株式の総数の平均 Average Number of Shares outstanding	有価証券市場で取引された株式の数 Number of Shares traded on Recognized Stock Exchange	B/A(%)
			A	B	C %

(4)　公開会社の関連会社 Subsidiary of Publicly Traded Company　□該当 Yes，□非該当 No
（発行済株式の総数（　　株）の 50%以上が上記(3)の公開会社に該当する５以下の法人により直接又は間接に所有されているものに限ります。）（注９）。
("Subsidiary of Publicly Traded Company" is limited to a company at least 50% of whose shares outstanding (　　shares) are owned directly or indirectly by 5 or fewer "Publicly Traded Companies" as defined in (3) above.)(Note 9)
年　月　日現在の株主の状況 State of Shareholders as of (date)　/　/

株主の名称 Name of Shareholder	居住地国における納税地 Place where Shareholder is taxable in Country of residence	公認の有価証券市場 Recognized Stock Exchange	シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code	間接保有 Indirect Ownership	所有株式数 Number of Shares owned
1				□	
2				□	
3				□	
4				□	
5				□	
		合	計 Total（持株割合 Ratio (%) of Shares owned）		(%)

(5)　公益団体（注 10）Public Service Organization (Note 10)　□該当 Yes，□非該当 No
設立の根拠法令 Law for Establishment　　設立の目的 Purpose of Establishment

(6)　年金基金（注 11）Pension Fund (Note 11)　□該当 Yes，□非該当 No
（直前の課税年度の終了の日においてその受益者、構成員又は参加者の 50%を超える者が日本又は「１」の租税条約の相手国の居住者である個人であるものに限ります。受益者等の 50%以上が、両締約国の居住者である事情を記入してください。）
"Pension Fund" is limited to one more than 50% of whose beneficiaries, members, or participants were individual residents of Japan or the other contracting country of the convention mentioned in 1 above as of the end of the prior taxable year. Provide below details showing that more than 50% of beneficiaries etc. are individual residents of either contracting country.

設立等の根拠法令 Law for Establishment　　非課税の根拠法令 Law for Tax Exemption

Ａのいずれにも該当しない場合は、Ｂに進んでください。 If none of the lines in A applies, proceed to B.

29 特典条項に関する付表（裏面）

裏面につきましては、記入不要です。



B

次の(a)及び(b)の要件のいずれも満たす個人以外の者 Person other than an Individual, and satisfying both (a) and (b) below ☐該当 Yes , ☐非該当 No

(a) 株式や受益に関する持分（　　）の 50%以上が、Aの(1)、(2)、(3)、(5)及び(6)に該当する日本又は「1」の租税条約の相手国の居住者により直接又は間接に所有されていること（注 12）
Residents of Japan or the other contracting Country of the Convention mentioned in 1 above who fall under (1), (2), (3), (5) or (6) of A own directly or indirectly at least 50% of Shares or other beneficial Interests (　　) in the Person. (Note 12)
　　年　　月　　日現在の株主等の状況 State of Shareholders, etc. as of (date)　　/　　/

株主等の氏名又は名称 Name of Shareholders	居住地国における納税地 Place where Shareholders is taxable in Country of residence	Aの番号 Number of applicable Line in A	間接所有 Indirect Ownership	株主等の持分 Number of Shares owned
			☐	
			☐	
			☐	
	合　　計 Total（持分割合 Ratio(%) of Shares owned）			（　%）

(b) 総所得のうち、課税所得の計算上控除される支出により、日本又は「1」の租税条約の相手国の居住者に該当しない者（以下「第三国居住者」といいます。）に対し直接又は間接に支払われる金額が、50%未満であること（注 13）
Less than 50% of the person's gross income is paid or accrued directly or indirectly to persons who are not residents of Japan or the other contracting country of the convention mentioned in 1 above ("third country residents") in the form of payments that are deductible in computing taxable income in country of residence (Note 13)
第三国居住者に対する支払割合 Ratio of Payment to Third Country Residents　　（通貨 Currency：　　）

	申告 Tax Return	源泉所得税 Withholding Tax		
	当該課税年度 Taxable Year	前々々課税年度 Taxable Year three Years prior	前々課税年度 Taxable Year two Years prior	前課税年度 Prior taxable Year
第三国居住者に対する支払 Payment to third Country Residents	A			
総所得 Gross Income	B			
A/B (%)	C　　%	%	%	%

➡ Bに該当しない場合は、Cに進んでください。If B does not apply, proceed to C.

C

次の(a)から(c)の要件をすべて満たす者 Resident satisfying all of the following Conditions from (a) through (c)　☐該当 Yes , ☐非該当 No
居住地国において従事している営業又は事業の活動の概要（注 14）：Description of trade or business in residence country (Note 14)

(a) 居住地国において従事している営業又は事業の活動が、自己の勘定のために投資を行い又は管理する活動（銀行業、保険会社又は登録を受けた証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業の活動を除きます。）ではないこと（注 15）：　☐はい Yes , ☐いいえ No
Trade or business in country of residence is other than that of making or managing investments for the resident's own account (unless these activities are banking, insurance or securities activities carried on by a commercial bank, insurance company or registered securities dealer) (Note 15)　☐はい Yes , ☐いいえ No

(b) 所得が居住地国において従事している営業又は事業の活動に関連又は付随して取得されるものであること（注 16）：
Income is derived in connection with or is incidental to that trade or business in country of residence (Note 16)

(c) （日本国内において営業又は事業の活動から所得を取得する場合）居住地国において行う営業又は事業の活動が日本国内において行う営業又は事業の活動との関係で実質的なものであること（注 17）：　☐はい Yes , ☐いいえ No
(If you derive income from a trade or business activity in Japan) Trade or business activity conducted in the country of residence is substantial in relation to the trade or business activity conducted in Japan. (Note 17)

日本国内において従事している営業又は事業の活動の概要：Description of Trade or Business in Japan.

D 国税庁長官の認定：
Determination by the NTA Commissioner
国税庁長官の認定を受けている場合は、以下にその内容を記載してください。その認定の範囲内で租税条約の特典を受けることができます。なお、上記AからCまでのいずれかに該当する場合には、確認ある当局の認定は不要です。
If you have been a determination by the NTA Commissioner, describe below the determination. Convention benefits will be granted to the extent of the determination. If any of A through C above applies, determination by the NTA Commissioner is not necessary.

・認定を受けた日 Date of determination　　年　　月　　日

・認定を受けた所得の種類
Type of income for which determination was given

29 特典条項に関する付表の記入項目

記入方法の詳細については、別途ご案内している記入要領をご参照ください。

No.	項　目　名	項　目　説　明
①	この付表に記載される者の氏名 又は名称	受給権者の氏名をご記入ください。
②	租税条約の特典条項の要件に 関する事項	
	Ａ（１）個人	「該当 Yes」にレ点をご記入ください。

目次に戻る

30 非居住者についての連絡票

帳票様式　：　Ａ４縦サイズ
内　　容　：　（居住者であれば退職所得に該当する一時金支払いの場合）課税対象となる国内勤続期間を確認するために提出する帳票

確定給付企業年金
非居住者についての連絡票 （規約型）

① 記入日　　年　月　日

受給権者が非居住者に該当しますので、以下の給付に必要な情報を連絡します。

② 証券番号　－　－
事業主名
代表者名

③ 受給権者番号（加入者番号）
受給権者氏名　（フリガナ）

④ 在住国名
在住国住所

⑤ 連絡先（お支払通知書送付先）※あてはまるものに○をしてください。

1. 事業主　（〒　－　）　※下欄に記入ください。

（〒　－　）
住　所：
宛　名：　様　宛
電話番号：（　）　－

⑥ 一時金計算の基礎となった勤続期間
〔入社（加入）日〕　〔退職（資格喪失）日〕
＿＿年＿＿月＿＿日 ～ ＿＿年＿＿月＿＿日（暦日数＿＿日）

⑦ 休職期間
（一時金計算の基礎となった勤続期間から控除する場合に記入ください。）
① ＿＿年＿＿月＿＿日 ～ ＿＿年＿＿月＿＿日（暦日数＿＿日）
② ＿＿年＿＿月＿＿日 ～ ＿＿年＿＿月＿＿日（暦日数＿＿日）
③ ＿＿年＿＿月＿＿日 ～ ＿＿年＿＿月＿＿日（暦日数＿＿日）

⑧ 非居住者期間
① ＿＿年＿＿月＿＿日 ～ ＿＿年＿＿月＿＿日（暦日数＿＿日）
② ＿＿年＿＿月＿＿日 ～ ＿＿年＿＿月＿＿日（暦日数＿＿日）
③ ＿＿年＿＿月＿＿日 ～ ＿＿年＿＿月＿＿日（暦日数＿＿日）

⑨ 国内勤続期間
（それぞれ休職期間控除後のものを記入ください。）
国内勤続期間（暦日数＿＿＿＿日）／総勤続期間（暦日数＿＿＿＿日）

⑩ 納税管理人（本人の代理人）
（〒　－　）
住所：
氏名：

30 非居住者についての連絡票の記入項目

記入方法については、別途ご案内している記入要領をご参照ください。

No.	項　目　名		項　目　内　容
①	記入日		記入日をご記入ください。
②	証券番号、事業主名、代表者名		事業主情報を記入してください。
③	受給権者番号（加入者番号）・受給権者氏名		非居住者の受給権者番号、受給権者氏名をご記入ください。
④	在住国名・在住国住所		退職時に居住されていた国名、住所をご記入ください。 （中国・台湾等は漢字表記、その他の国はアルファベット表記でご記入ください。）
⑤	連絡先（お支払通知書送付先）		受給権者宛てのお支払通知書の送付先に「〇」をご記入ください。 （「2. 在住国住所」を選択された場合は、上段にご記入いただいた住所宛てに郵送いたします。「3. 下記住所」を選択された場合は、点線の枠内も必ずご記入ください。）
⑥	一時金計算の基礎となった勤続期間		確定給付企業年金から支払う一時金の計算の基礎となった勤続期間をご記入ください。（暦日数も必ずご記入ください。）
⑦	休職期間		一時金の計算の基礎となった勤続期間から控除する休職期間をご記入ください。（暦日数も必ずご記入ください。）
⑧	非居住者期間		非居住者期間をご記入ください。（暦日数も必ずご記入ください。）
⑨	国内勤続期間	国内勤続期間	「一時金計算の基礎となった勤続期間」から「非居住者期間」と「休職期間」を控除した日数をご記入ください。
		総勤続期間	「一時金計算の基礎となった勤続期間」から「休職期間」を控除した日数をご記入ください。
⑩	納税管理人 （本人の代理人）		納税管理人が決まっている場合は、納税管理人の住所と氏名をご記入ください。決まっていない場合は氏名欄に「未定」とご記入ください。

目次に戻る